

住宅ローン減税の改正

Q : 税源移譲の関係で、今年から所得税と住民税の税率が変わりますが、住宅ローン減税の取扱いはどうなるのですか？

A : 税源移譲により税負担が増加しないよう取扱いが改正されましたが、従来の適用も選択により受けることができます。

【解説】

住宅ローン減税とは、平成20年12月31日までに一定の住宅の新築又は購入、増改築をした場合に10年間、年末のローン残高(最高2,500万円)に一定の割合を乗じた金額を所得税額から控除してくれるという制度です。

この制度は、所得税額から税額を控除してくれる制度なので、税源移譲で所得税の負担が軽減されますと特典が少なくなってしまう場合もあります。そこで、こうした税負担の増加がおこらないよう手当がされましたが、従来からの取扱いも選択によって適用することができますようにされました。

- 平成19年居住開始の場合
 - 現行… 1～6年目 1%(最高25万円)
 - … 7～10年目 0.5%(最高12.5万円)
 - 改正… 1～10年目 0.6%(最高15万円)
 - … 11～15年目 0.4%(最高10万円)
 (いずれも最高200万円)
- 平成20年居住開始の場合
 - 現行… 1～6年目 1%(最高20万円)
 - … 7～10年目 0.5%(最高10万円)
 - 改正… 1～10年目 0.6%(最高12万円)
 - … 11～15年目 0.4%(最高8万円)
 (いずれも最高160万円)

